

第145号議案

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2 上屋の部貨物上屋の項を次のように改める。

貨物 上屋	利用期間15日以下	1平方メートル1日につき	特等 25円 1等 20円 2等 10円	特等 26円25銭 1等 21円 2等 10円50銭
	利用期間16日以上30日以下	15日までの期間 1平方メートル1日につき	特等 25円 1等 20円 2等 10円	特等 26円25銭 1等 21円 2等 10円50銭
		16日以上の期間 1平方メートル1日につき	特等 30円 1等 30円 2等 15円	特等 31円50銭 1等 31円50銭 2等 15円75銭
	利用期間31日以上1年未満	15日までの期間 1平方メートル	特等 25円	特等 26円25銭

		方メートル 1日につき	1等 20円 2等 10円	1等 21円 2等 10円50銭
		16日から30 日までの期 間 1平方 メートル1 日につき	特等 30円 1等 30円 2等 15円	特等 31円50銭 1等 31円50銭 2等 15円75銭
		31日以上の 期間 1平 方メートル 1日につき	特等 50円 1等 40円 2等 20円	特等 52円50銭 1等 42円 2等 21円
	利用期間1年	1平方メー トル1年に つき	特等 9,200円 1等 8,200円 2等 4,500円	特等 9,660円 1等 8,610円 2等 4,725円

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。